

平成18年度一般会計・特別会計及び水道会計の決算審査

平成20年1月15日

監査委員 松隈 英之助

長瀬 俊 夫

地方自治法の定めにより、審査を実施しましたので、その結果を公表します。

第1 審査の方法及び結果

各会計の歳入歳出決算書等について、計数の正確性・適法性等に主眼をおき、例月検査、定期監査も勘案して慎重に審査しました。

その結果、計数は正確であり適正であると認めました。

第2 意見

監査委員の意見として主要なものは、次のとおりです。

1 予算の処置について

- ① 単年度収支に基金の積立額、取崩額を含めた実質単年度収支は、9594万円の赤字になり、主要基金も前年度より、本年度5月末8046万円減額し、数年後に底をつく恐れがあります。また、経常収支比率は、101.1%で前年度より1.30ポイント悪化し、県内の市町村では、ワースト8位になり、依然として財政構造も弾力性がなく、従来型の事業・財政運営は、難しい状況です。
- ② 歳出の大部分を占める公債費（本年度：8億2940万円）を繰上償還により、償還額が多額な期間の償還額、利子を減額することも検討されていますが、この他に各種歳出を更に削減するなど思いきった緊縮予算処置が必要です。

2 滞納額の処置について

- ① 本年度末の滞納額について、町税は、前年度より689万円増の1億6124万円、国民健康保険税は、前年度より806万円増の2億325万円及び町営住宅の使用料は、前年度より95万円増の1306万円、住宅新築資金等貸付は、前年度より770万円増の1億4778万円です。
- ② 徴収については、時間外の徴収、弁護士への相談など積極的に実施されていますが、通常の徴収方法には、限界があると思われます。今後地方分権により、地方

税が増え、更に滞納額が増額することも考えられます。どうしても納付の理解を得られない方には、公正を期するためにも町として、法的処置も含め厳しい姿勢が必要と、前年度に引き続き強く思います。

3 健康管理施策の推進について

- ① 当町の国民健康保険における一般分及び退職者分の医療費は、前年度より5199万円増の12億3915万円です。
- ② 当町の平成17年度県内97市町村における一人あたり医療費の順位は、一般分17位、退職者分15位です。
- ③ 保険給付費（一般分及び退職者被保険者分）は、当然ながら年々増額し、本年度国保会計保険給付費支払準備基金から5456万円取り崩しされています。町として、健康管理施策を更に推進し、健康の増進を図ることが重要です。

4 水道事業について

- ① 経営状況即ち収益性について、純利益は、3121万円で前年度より1350万円減額、経営資本営業利益率は、3.11%となり、前年度より1.37ポイント低下していますが、問題ありません。
- ② 財務状況について、流動比率は、683.7%、自己資本構成比率は、64.9%で、流動性、安全性もあり、資産状態は、企業債償還元金対減価償却費比率が103.3%で100%を超えていますが、大きな問題ではありません。
- ③ 全般的に良好な状態と言えますが、引き続き、水源の円滑な使用への努力、人件費の減少化、機械及び装置の老朽化に対する点検・整備、漏水の減少化及び安全な配水の保持に留意することが必要です。